

## 令和元年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要 埼玉県

この調査は、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的に、令和元年7月31日現在、1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行いました。

### 1 賃金

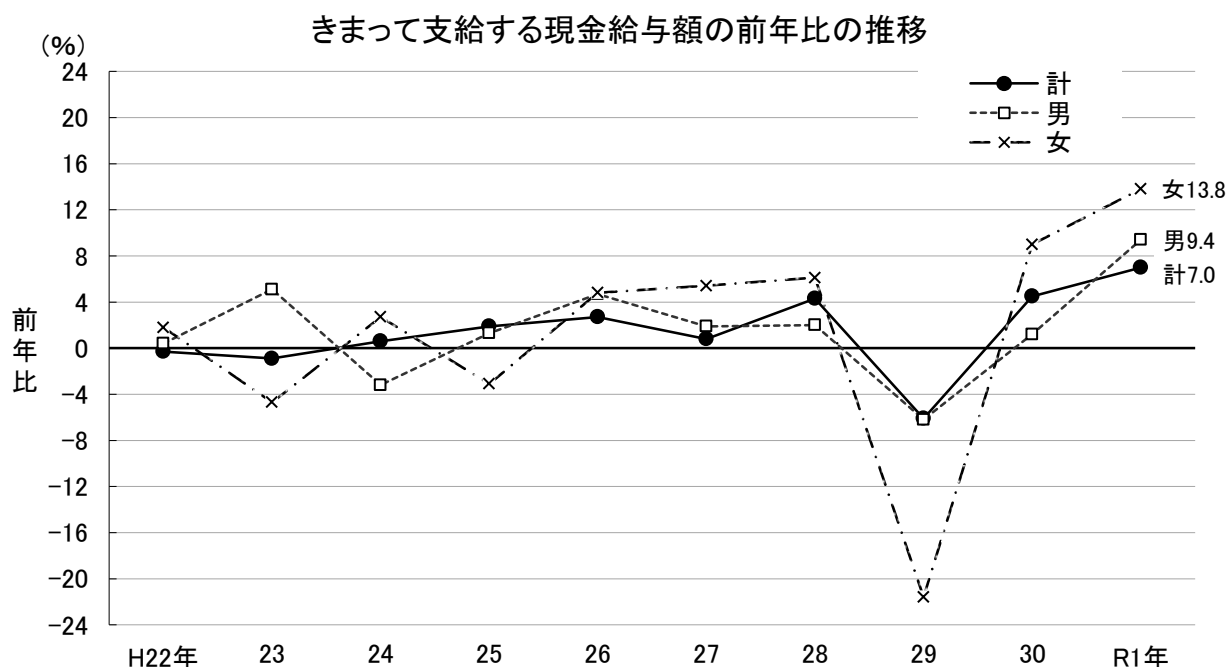
#### (1) きまって支給する現金給与額

令和元年7月分の小規模事業所(常用労働者1～4人の事業所、以下同じ)の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、216,615円(前年比7.0%増)となりました。

男女別では、男は297,240円(前年比9.4%増)、女は150,103円(同13.8%増)でした。

主な産業についてみると、製造業は219,401円、卸売業、小売業は223,533円、医療、福祉は175,540円でした。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は88.6、規模5～29人を100とした場合は101.5、規模30人以上を100とした場合は80.9でした。



#### 小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額(円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	216,615	244,512	213,351	267,661	88.6	101.5	80.9
男	297,240	314,512	284,285	334,550	94.5	104.6	88.8
女	150,103	169,636	146,986	188,603	88.5	102.1	79.6

注) 事業所規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(令和元年7月分)の結果です。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額は、190,561円（前年比7.6%減）、きまって支給する現金給与額に対する割合は、0.88か月分（前年差0.14か月分減）となりました。

男女別では、男は248,929円（前年比12.7%減）、女は141,260円（同12.3%増）でした。

## 2 出勤日数

令和元年7月の1人平均月間出勤日数は、19.1日（前年差0.3日減）となりました。

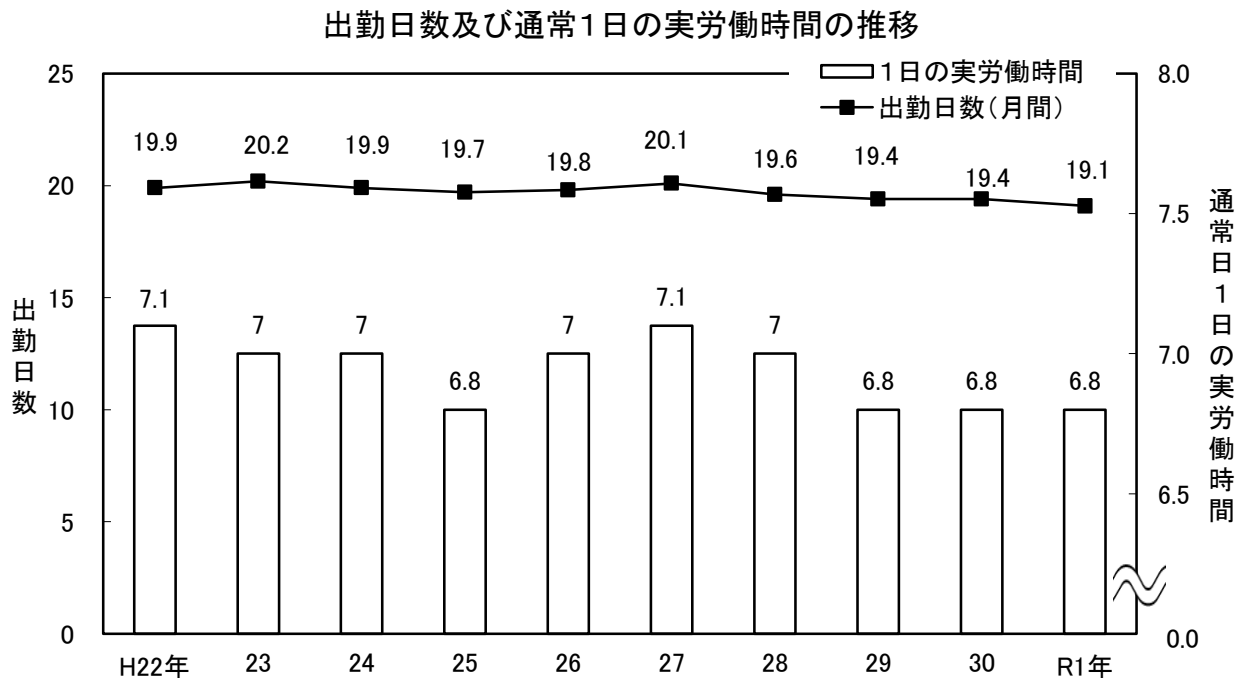
男女別では、男が21.3日（前年と同水準）、女は17.2日（同0.3日減）でした。

## 3 労働時間

令和元年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、6.8時間（前年と同水準）となりました。

（第2図）

男女別では、男が7.5時間（前年と同水準）、女は6.3時間（前年差0.3時間増）でした。

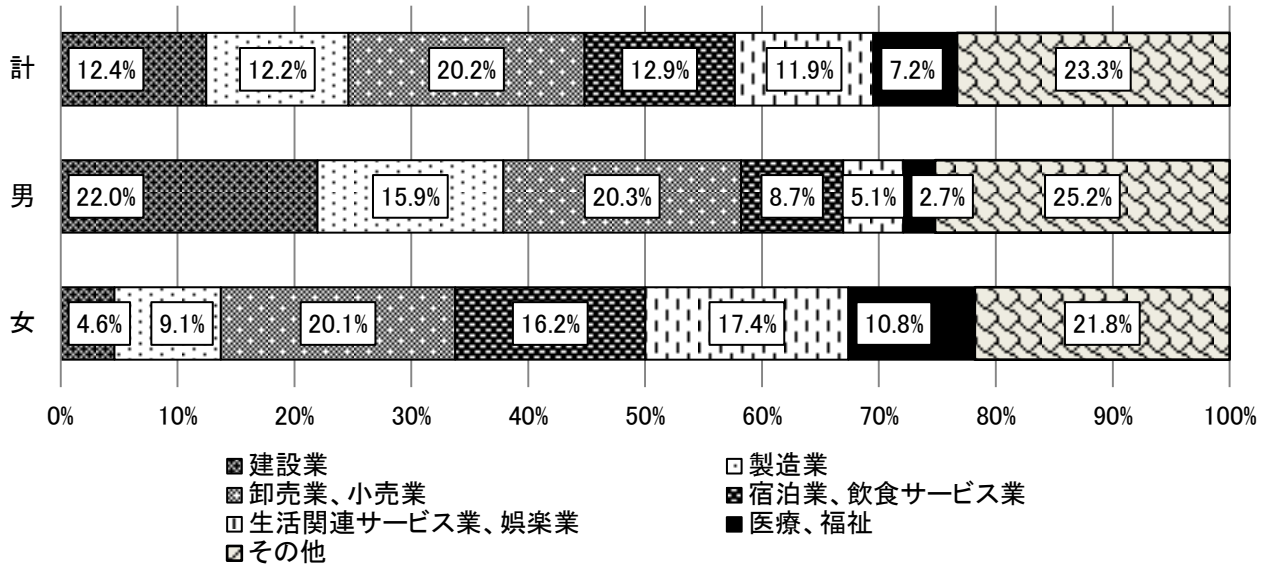


## 4 雇用

常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、卸売業、小売業が20.2%と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が12.9%、建設業が12.4%、製造業が12.2%、生活関連サービス業、娯楽業11.9%、医療、福祉が7.2%となりました。

性別常用労働者の産業別割合

令和元年7月末日現在



注：「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合  
(事業所規模1~4人)

令和元年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 <sup>2)</sup>
調査産業計	100.0	100.0	100.0	54.8
建設業	12.4	22.0	4.6	20.3
製造業	12.2	15.9	9.1	40.9
卸売業、小売業	20.2	20.3	20.1	54.5
宿泊業、飲食サービス業	12.9	8.7	16.2	69.2
生活関連サービス業、娯楽業	11.9	5.1	17.4	80.4
医療、福祉	7.2	2.7	10.8	82.8
その他 <sup>1)</sup>	23.3	25.2	21.8	51.2

注：1)「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

2)「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

## 5 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心にまとめたものです。